

あ

か

さ

た

な

は

ま

や

ら

わ

ために必要な通気の面積である有効吹き出し面積を有しなければならず、

容量が 2,000 ℥ 以下のタンク室に設ける安全装置では、15cm以上、

容量が 2,000 ℥ を超えるタンク室に設ける安全装置では、25cm以上が必要である。

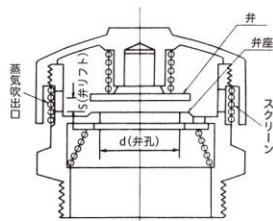


図 安全装置の例（移送取扱所）

〈法令〉

危政令 第 9 条第 1 項、第 11 条第 1 項、第 12 条第 1 項、第 13 条第 1 項、第 15 条第 1 項、第 17 条第 2 項、第 26 条第 1 項

危規則 第 19 条第 2 項、第 3 項、第 24 条の 5 第 3 項、第 24 条の 8、第 25 条の 5 第 2 項

安全弁

ガス、蒸気、液体などの流体を取り扱う機器や配管などに取り付ける、流体が設定の圧力を超えるのを防止するための弁。

機器や配管等の圧力が設定値以上になると自動的に弁が開いて流体を逃がして圧力を下げ、設定値以下の圧力になった場合に、自動的に弁を閉鎖する機能を持つ。

〈法令〉

危規則 第 19 条第 1 項

アンダーカット

溶接の際、溶接の止端に沿って母材が掘られて、溶着金属（溶加材から溶接部（溶接金属及び熱影響部を含んだ部分）に移行した金属）が満たされないで溝となって残っている部分のことと、アーク溶接の溶接欠陥である。

アンダーカットの発生は、溶接電流、溶接速度、溶接棒ねらい位置、角度、アーク長の保持等が関係する。

アンダーカットが生ずると疲労強度等に影響するので、疲労強度等が問題となる溶接箇所は、溶接部を入念に仕上げる必要がある。

屋外貯蔵タンクの側板と底板の溶接部又は移送取扱所の配管の溶接部等は、アンダーカットに注意しなければならない。

〈法令〉

危規則 第 20 条の 7 第 2 項、第 20 条の 8 第 2 項

危告示 第 41 条第 1 項、第 2 項

い

移送

① 移動タンク貯蔵所により危険物を運ぶ行為。

〈法令〉

消防法 第 16 条の 2 第 1 項第 2 項第 3 項、第 16 条の 5 第 2 項

② 移送取扱所における危険物の取扱い。

〈法令〉

消防法 第 11 条第 1 項

あ
か
さ
た
な
は
ま
や
ら
わ

加熱及び保温のための設備

物質の性状によって、配管等の加熱及び保温のために設置する設備。

設備として、単に断熱材のみを施工したもの、断熱材と熱媒油配管、スチーム配管、電熱線等を組み合わせたもの等がある。

〈法令〉

危政令 第9条第1項

危規則 第28条の11、別表第一の二

加熱分解

熱の作用、すなわち加熱によって起こる分解反応。熱分解とも呼ばれる。

危険物第五類自己反応性物質の判定は、爆発の危険性を判断するための試験とともに、加熱分解の激しさを判断するための試験により行う。

加熱分解の激しさを判断するための試験として破裂板及び孔径1mmのオリフィス板を取り付けた圧力容器の中の試験物品を加熱する圧力容器試験を行い、破裂板が破裂する場合に加熱分解の激しさに係る性状を示すものとされる。

〈法令〉

消防法 別表第1備考18

危政令 第1条の7第4項、第6項

可燃性液体類

消防法第9条の4で定義される指定可燃物のひとつ。

消防法第9条の4で指定可燃物とは「わら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となる

ものとして政令で定めるもの」と定義され、更に危険物の規制に関する政令第1条の12では、「別表第4の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの」が指定可燃物として位置づけられる。

可燃性液体類は、

- ① 1気圧において引火点が40℃以上70℃未満の液体で可燃性液体量が40%以下であって燃焼点が60℃以上のもの。
- ② 1気圧において引火点が70℃以上250℃未満の液体（1気圧において温度20℃で液状のものに限る）で可燃性液体量が40%以下のもの。
- ③ 動物の脂肉等又は植物の種子若しくは果肉から抽出したものであって、1気圧において引火点が250℃未満の液体（1気圧において温度20℃で液状のものに限る）で一定の要件を満たす屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク若しくは地下貯蔵タンクに加圧しないで常温で貯蔵保管されているもの又は一定の要件を満たす容器に収納され貯蔵保管されるもの。

- ④ 1気圧において温度20℃で液状を示すもので引火点が250℃以上のもの。
- で、危政令別表第4で示す数量は、2m³である。

〈法令〉

危政令 別表第四

危規則 第1条の3第1項第2項第3項

可燃性固体

危険物第二類に類別される危険物。

あ

か

さ

た

な

は

ま

や

ら

わ

〈法令〉

危政令 第38条の2第1項

危規則 第64条の2

総務大臣が指定する講習機関

保安講習とも称される危険物取扱者講習は都道府県知事が行うこととなっているが、総務大臣が指定することで当該講習を実施することができる機関。指定講習機関という。

指定対象となる機関は、市町村長その他の機関であり、公共団体に限られるものではない。

〈法令〉

消防法 第13条の23、第16条の4

第2項

側面枠

移動タンク貯蔵所において、マンホール、注入口、安全装置等の附属装置が移動貯蔵タンクの上部に突出しているものについて、当該附属装置の損傷を防止するため取り付ける装置の一種であり、移動タンク貯蔵所が横転した場合に、さらに転倒することを防止することにより、当

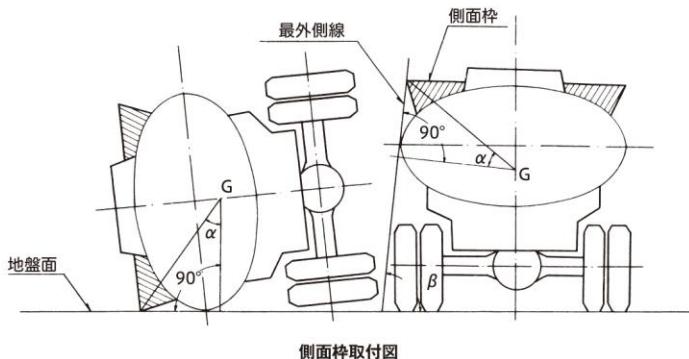
該附属装置の損傷を防止するための装置。

側面枠の取り付けは、次によることとされている。

- ① 移動タンク貯蔵所の後部立面図において、当該側面枠の最外側と当該移動タンク貯蔵所の最外側とを結ぶ直線（以下「最外側線」という。）と地盤面とのなす角度が75度以上で、かつ、貯蔵最大数量の危険物を貯蔵した状態における当該移動タンク貯蔵所の重心点と当該側面枠の最外側とを結ぶ直線と当該重心点から最外側線におろした垂線とのなす角度が35度以上となるように設けること。
- ② 外部からの荷重に耐えるように作ること。
- ③ 移動貯蔵タンクの両側面の上部の隅に、それぞれ当該移動貯蔵タンクの前端又は後端から水平距離で1m以内の位置に設けること。
- ④ 取り付け箇所には、当該側面枠にかかる荷重によって移動貯蔵タンクが損傷しないように、当て板をすること。

〈法令〉

危規則 第24条の3



あ

か

さ

た

な

は

ま

や

ら

わ

容積

なお、浮き屋根式のタンクについては、タンク屋根の下部に物理的な空間は存しないから、空間容積の概念も存しない。

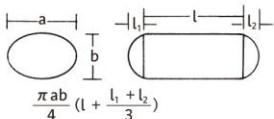
〈法令〉

危規則 第3条

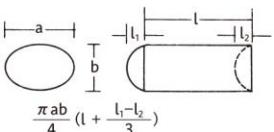
タンクの内容積

タンクの容量計算の基礎となる数値の一つで、次の計算によって算出する。

① だ円型のタンク



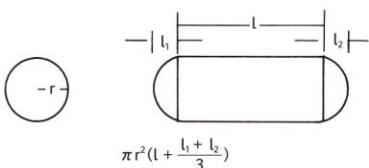
$$\frac{\pi ab}{4} \left(l + \frac{l_1 + l_2}{3} \right)$$



$$\frac{\pi ab}{4} \left(l + \frac{l_1 - l_2}{3} \right)$$

② 円筒型のタンク

(1) 横置きの円筒型タンク



$$\pi r^2 \left(l + \frac{l_1 + l_2}{3} \right)$$

(2) 縦置きの円筒型タンク

タンクの屋根の部分を除いた部分の内容積による。

③ 容易にその内容積を計算し難いタンク

当該タンクの内容積の近似計算による。

④ ①～③以外のタンク

通常の計算方法による。

〈法令〉

危政令 第5条

危規則 第2条、第3条、第32条の4

タンクの容量

タンクの内容積から空間容積を差し引いた容積をいう。

屋外タンク貯蔵所など、貯蔵タンクをその施設の本体とする危険物施設にあっては、当該貯蔵タンクの容量が、許可時の基礎となる貯蔵最大数量となる。

また、浮き屋根式タンクのように空間容積の概念が存在しないタンクについては、内容積が当該タンクの容量となる。

〈法令〉

危政令 第5条第2項、第11条第7

項、第12条第1項、第13条、
第14条

危規則 第13条の3第2項、第22条
第2項、第24条の8

タンク冷却用散水設備

タンク火災時において、火災タンクに隣接するタンクをタンクの側板に散水することによって冷却し、火災による熱から保護しようとする設備。

屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンクの周囲には、所定の保有空地が必要であるが、同一敷地内のタンク間における保有空地（タンク間距離）が昭和51年6月16日施行の規定に適合しなくなった既設の屋外タンク貯蔵所で、容量が10,000 kℓ以上のものについて、昭和56年6月30日までの間にタンク冷却用散水設備を設けた場合は、従前のタンク間距離で